

令和6年9月2日

お客様 各位

大分信用金庫

令和6年台風10号に伴う災害等に対する当金庫の対応について

この度の台風10号で被害を受けられた皆様に対し、心よりお見舞い申し上げます。
当金庫では、今回被害にあわれたお客様に預金の払出し等について、下記のとおり対応させていただきますので、お知らせいたします。
詳細につきましては、お近くの本支店にご相談いただきますようお願いいたします。

記

1. 被災されたお客様への対応内容

- (1) 預金の通帳・証書・印章・キャッシュカード等を紛失された場合は、預金者さまご本人であることを確認し、払出等の手続きをさせていただきます。
- (2) ご事情により定期預金、定期積金等の満期日前の払出しについても対応させていただきます。
- (3) 今回の災害による障害のため、支払期日が経過した手形の取立のご相談については、窓口にお申し出ください。
- (4) 汚れた紙幣や貨幣のお引き換えいたします。
- (5) 国債を紛失した場合の相談は、窓口にご相談ください。
- (6) 被災に起因する融資のご相談については、相談窓口にご相談ください。
- (7) 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」のご利用を希望されるお客さまは、窓口にご相談ください。

2. 災害救助法適用地域（令和6年8月30日現在）

大分県内すべての市町村

3. 特別相談窓口の連絡先

各営業店 最寄りの営業店にご連絡願います。

業務部 0120-120-827（フリーダイヤル）

（平日 9:00～17:00）